

工事積算内訳事後公表要領

(目的)

第1条 この要領は、新発田市が発注する公共工事の透明性、客観性の向上を図るために、積算内訳の事後公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「公共工事」とは、新発田市が発注する建設工事をいう。

2 この要領において「積算内訳」とは、競争入札時に予定価格算出に用いた積算価格で、名称、単価、数量、金額をいう。

3 この要領において「事後公表」とは、契約の締結後積算内訳を、電子による閲覧の方法で公表することをいう。

(事後公表の対象工事)

第3条 事後公表する対象公共工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する公共工事で、設計価格が200万円超えの随意契約を除いた全ての工事とする。

(事後公表する内容)

第4条 直接工事費における積算内訳の記載の内容は、工事工種体系表のレベル1か3までに該当するもの及びこれらに準ずるものの名称、単価、数量及び金額とする。

2 間接工事費の積算内訳の内容は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等とし、名称、単価、数量及び金額とする。

(1) 土木一式工事

設計書鏡		工事年度、工事名、工事番号、施工地、設計額、工事日数又は完成期限、設計概要
本工事費 内訳書	直接工事費	工事区分、工種、種別について、それぞれの名称、単位、金額を記載
	関節工事費	共通仮設費、現場管理費、一般管理費等とし、名称、金額を記載

(2) 建築一式工事

設計書鏡、工事概要		工事年度、工事区分、工事名、工事場所、工事期間、設計額
内訳書	直接工事費	工事費内訳、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳について、それぞれの名称、数量、単位、金額を記載
	関節工事費	共通仮設費、現場管理費、一般管理費等とし、名称、数量、単位、金額を記載

(事後公表の時期)

第5条 事後公表は、契約締結後速やかに実施するものとする。

(事後公表の期間)

第6条 事後公表の期間は、当該契約年度及び翌年度とする。

(事後公表の方法)

第7条 積算内訳の事後公表は、新潟県入札情報サービスに掲載する。

(積算内訳の問合せ)

第8条 閲覧に供した積算内訳の内容に関する問合せは、発注元課とする。

付 則

この要領は、平成20年	10月	1日以降に契約を締結したものから施行する。
この要領は、令和7年	4月	1日以降に契約を締結したものから施行する。
この要領は、令和8年	4月	1日以降に契約を締結したものから施行する。